

改正

平成5年3月29日条例第14号

平成5年6月22日条例第24号

平成6年12月9日条例第45号

平成8年7月1日条例第28号

平成9年9月22日条例第31号

平成10年3月30日条例第18号

平成12年3月14日条例第2号

平成14年3月28日条例第24号

平成15年3月26日条例第20号

平成15年6月25日条例第33号

平成15年12月10日条例第46号

平成17年3月17日条例第3号

平成18年6月30日条例第37号

平成18年9月19日条例第49号

平成20年3月28日条例第2号

平成20年9月18日条例第45号

平成21年6月25日条例第37号

平成22年6月24日条例第32号

平成23年3月30日条例第1号

平成23年7月7日条例第26号

平成24年3月23日条例第3号

平成24年10月3日条例第43号

平成25年3月27日条例第6号

平成25年6月24日条例第53号

平成26年10月3日条例第44号

平成28年3月30日条例第6号

平成29年3月29日条例第16号

平成29年10月10日条例第36号

平成30年12月25日条例第60号

令和2年12月18日条例第53号

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例の適用を受ける区域は、別表第1に掲げる地区整備計画区域とする。

(建築物の用途の制限)

第3条 別表第2ア欄に掲げる地区整備計画区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の計画地区に区分している場合にあつては、当該計画地区）内においては、それぞれ同表イ欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

2 法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、同条第2項の規定により引き続き前項の規定（同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第5項及び第6項並びに第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(建築物の建ぺい率の最高限度)

第3条の2 別表第3ア欄に掲げる地区整備計画区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の計画地区に区分している場合にあつては、当該計画地区）内においては、建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷

地面積に対する割合（以下「建ぺい率」という。）は、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以下でなければならない。

（建築物の容積率の最高限度）

第3条の3 別表第3の2ア欄に掲げる地区整備計画区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の計画地区に区分している場合にあっては、当該計画地区）内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以下でなければならない。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第4条 別表第4ア欄に掲げる地区整備計画区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の計画地区に区分している場合にあっては、当該計画地区。以下同じ。）内においては、建築物の敷地面積は、それぞれ同表イ欄に掲げる面積以上でなければならない。

2 前項の規定は、別表第4ア欄に掲げる地区整備計画区域内の建築物で、それぞれ同表ウ欄に掲げるものについては、適用しない。

3 第1項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

（1） 第1項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用の際、同項の規定に相当する従前の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に相当する従前の規定に違反することとなった土地

（2） 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

（壁面の位置の制限）

第5条 別表第5ア欄に掲げる地区整備計画区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の計画地区に区分している場合にあっては、当該計画地区。以下同じ。）内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の位置は、それぞれ同表イ欄に掲げる制限に反してはならない。

2 前項の規定は、別表第5ア欄に掲げる地区整備計画区域内の同表イ欄に掲げる制限に満たない位置にある建築物又は建築物の部分で、それぞれ同表ウ欄に掲げるものについては、適用しない。

3 三条通地区地区整備計画区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱は、都市計画道路三条線の都市計画道路境界線を越えて建築してはならない。

(建築物の高さの最高限度)

第5条の2 別表第6ア欄に掲げる地区整備計画区域(当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の計画地区に区分している場合にあつては、当該計画地区)内においては、建築物の高さは、それぞれ同表イ欄に掲げる高さ以下でなければならない。

(公益上必要な建築物の特例)

第6条 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、第3条第1項、第3条の2、第3条の3、第4条第1項、第5条第1項及び第3項並びに前条の規定は、適用しない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第8条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- (3) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主(建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割することにより同項の規定に違反することとなった場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者)
- (4) 第3条の2、第3条の3、第5条第1項若しくは第3項又は第5条の2の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

2 前項第4号に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 29 日 条例第 14 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月 22 日 条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 9 日 条例第 45 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 7 月 1 日 条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 9 月 22 日 条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 30 日 条例第 18 号）

改正

平成 12 年 3 月 14 日 条例第 2 号

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条に 1 項を加える改正規定並びに第 6 条及び第 8 条第 1 項第 4 号の改正規定は、平成 14 年 10 月 27 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 14 日 条例第 2 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成 10 年 奈良市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 14 年 3 月 28 日 条例第 24 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 26 日 条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 に次のように加える改正規定、別表第 2 に次のように加える改正規定、別表第 3 に次のように加える改正規定、別表第 4 に次のように加える改正規定及び別表第 5 に次のように加える改正規定（これらの改正規定中西大寺東町一丁目地区整備計画区域に係る部分に限る。）並びに別表第 6 に次のように加える改正規定は、平成 15 年 4 月

1日から施行する。

附 則（平成15年6月25日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月10日条例第46号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月17日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月30日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月19日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月18日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月25日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月24日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月30日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月7日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月3日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月27日 条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 6 月24日 条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月 3 日 条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月30日 条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月29日 条例第16号）

この条例は、平成29年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年10月10日 条例第36号）

この条例は、平成29年11月 1 日から施行する。

附 則（平成30年12月25日 条例第60号）

この条例は、平成31年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和2年12月18日 条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1 適用区域（第 2 条関係）

地区整備計画区域	
東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画東登美ヶ丘一丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
ならやま研究パーク地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画ならやま研究パーク地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
近鉄列車基地地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画近鉄列車基地地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
大倭町地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画大倭町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
三碓五丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画三碓五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
三条通地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画三条通地

域	区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
富雄川西二丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画富雄川西二丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
百楽園五丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画百楽園五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
登美ヶ丘北地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画登美ヶ丘北地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
西大寺東町一丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画西大寺東町一丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
押熊町地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画押熊町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
北登美ヶ丘六丁目東地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画北登美ヶ丘六丁目東地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
押熊町西地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画押熊町西地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
リンクス東紀寺地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画リンクス東紀寺地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画登美ヶ丘駅周辺地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
東登美ヶ丘六丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画東登美ヶ丘六丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画あやめ池遊園地跡地地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
鶴舞西町地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画鶴舞西町地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
近鉄西大寺駅南地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画近鉄西大寺駅南地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区計画の区域において地区整備計画が定められ

	た区域
学研奈良登美ヶ丘駅西部住宅地地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画学研奈良登美ヶ丘駅西部住宅地地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
二名町地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画二名町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
押熊町北地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画押熊町北地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
西大寺栄町地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画西大寺栄町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
二名三丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画二名三丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
秋篠町地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画秋篠町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
赤膚町地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画赤膚町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
なら北法蓮町地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画なら北法蓮町地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画北登美ヶ丘生活拠点地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
宝来町地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画宝来町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画東登美ヶ丘五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
鶴舞東町地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画鶴舞東町地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
左京五丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画左京五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域

大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画大宮通り交流拠点地区地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画 中登美ヶ丘五丁目西地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
J R 平城山車両基地地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画 J R 平城山車両基地地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域

別表第2 建築物の用途の制限（第3条関係）

ア	イ
地区整備計画区域・計画地区	建築物
東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからキまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、</p>

その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)

オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)

カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)

(3) 診療所

(4) 巡査派出所

(5) 公衆電話所

(6) 郵便局で延べ面積が500平方メートル以内のもの

(7) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が600平方メートル以内のもの

(8) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所

(9) 路線バスの停留所の上家

(10) 次のアからカまでの一に掲げる施設である建築物

ア 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者

が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する電気通信交換所又は電報業務取扱所で、これらの執務の用に供する部分の床面積の合計が700平方メートル以内のもの

イ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する開閉所又は変電所（電圧17万ボルト未満で、かつ、容量90万キロボルトアンペア未満のものに限る。）

ウ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業又は同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備（液化ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。）

エ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供するポンプ施設（給水能力が毎分6立方メートル以下のものに限る。）

オ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する合流式のポンプ施設（排水能力が毎秒2.5立方メートル以下のものに限る。）又は分流式のポンプ施設（排水能力が毎秒1立方メートル以下のものに限る。）

カ 都市高速鉄道の用に供する停車場若しくは停留所（これらの執務の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のものに

限る。)開閉所又は変電所(電圧12万ボルト未満で、かつ、容量4万キロボルトアンペア未満のものに限る。)

(11) 前各号の建築物に附属するもの(次のアからオまでに掲げるものを除く。)

ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積(当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値)を加えた値が600平方メートル(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。))の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計)を超えるもの

イ 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が2,000平方メートルを超えるもの

(イ) 自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにアの規定により算定される自動車車庫の床面

	<p>積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの</p> <p>ウ 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>エ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>オ この表の付表に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物</p>
<p>ならやま研究パーク地区整備計画区域</p>	<p>(1) 共同住宅又は長屋住宅</p> <p>(2) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) 病院</p> <p>(5) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(7) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(8) ホテル又は旅館</p> <p>(9) 自動車教習所</p> <p>(10) 畜舎</p>
<p>近鉄列車基地地区整備計画区域</p>	<p>車庫、車両検査修繕施設、倉庫、詰所、事務所その他の鉄道事業（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する事業をいう。以下同じ。）の用に供する建築物以外の建築物</p>

大倭町地区整備計画区域		<p>(1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもので、2階以下の部分はその用途に供するものを除く。）</p> <p>(2) 公衆浴場</p>
三碓五丁目地区整備計画区域	A地区	<p>(1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもので、2階以下の部分はその用途に供するものを除く。）</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>(4) 病院</p>
	B地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからキまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p>

	<p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(4) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第4号から第11号までに掲げる建築物</p>
<p>三条通地区地区整備計画区域</p>	<p>(1) 主として独立した2以上の居室を有しない住戸（住戸専用面積が30平方メートル未満のものに限る。）で構成された共同住宅</p> <p>(2) 建築物の1階及び避難階のうち共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供する部分（市道三条線（以下この項において「三条通」という。）に面する部分に限る。）を当該建築物の敷地と都市計画道路三条線との境界線を含む鉛直面（以下この項において「垂直面」という。）に垂直</p>

に投影したものの水平方向の長さの合計が、当該建築物の1階及び避難階（三条通に面する部分に限る。）を垂直面に垂直に投影したものの水平方向の長さの2分の1以上であるもの。ただし、当該建築物の敷地と都市計画道路三条線との境界線の長さが10メートル未満の建築物については、当該共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供する部分（以下「共同住宅等部分」という。）のうち自動車車庫の出入口、居住の用に供する玄関、階段等用途上やむを得ない部分を垂直面に垂直に投影したものの水平方向の長さの合計については、当該共同住宅等部分を垂直面に垂直に投影したものの水平方向の長さの合計には算入しない。

(3) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（次に掲げるものを除く。）

ア 建築物の維持管理上必要なもの

イ 圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備（次に定めるものに限る。）

(ア) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「保安規則」という。）第2条第1項第23号に規定する圧縮天然ガススタンドであって、保安規則第7条第2項各号に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたもの

	<p>(イ) 高压ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、保安規則第2条第1項第25号に規定する圧縮水素スタンドであって、保安規則第7条の3第2項各号に掲げる基準に適合するもの（製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（保安規則第7条の3第2項第2号の2ただし書に規定するものを除く。）を用いるものを除く。）として都道府県知事の許可を受けたもの</p>
<p>富雄川西二丁目地区整備計画区域</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(2) 幼稚園、保育所、公民館及び集会所</p> <p>(3) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第1号、第2号及び第4号から第11号までに掲げる建築物</p>
<p>百楽園五丁目地区整備計画区域</p> <p>A地区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>イ 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第2号に掲げる建築物</p> <p>(3) 次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅</p> <p>ア 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホー</p>

		<p>ムその他これらに類するもの</p> <p>イ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(4) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第4号、第5号、第8号及び第9号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のウ及びエに掲げるものを除く。）</p>
	B 地区	<p>(1) 寄宿舎又は下宿</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) 事務所の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</p> <p>(5) 工場</p> <p>(6) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(7) ホテル又は旅館</p> <p>(8) 自動車教習所</p> <p>(9) 畜舎</p>
	C 地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p>

		<p>ア 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>イ 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第2号に掲げる建築物</p> <p>(3) 次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅</p> <p>ア 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>イ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(4) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第4号、第5号、第8号及び第9号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のウ及びエに掲げるものを除く。）</p>
<p>登美ヶ丘北地区整備計画区域</p>	<p>住宅街区A地区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 共同住宅</p> <p>(2) 共同住宅で延べ面積の合計の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからキまでの一に掲げる用途を兼ねるもの（2階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く。）</p> <p>ア 事務所（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの又は汚物運搬用自動車若しくは危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質</p>

屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

(3) 集会所

(4) 診療所

(5) 巡査派出所、公衆電話所、近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所若しくは休憩所、路線バスの停留所の上家又は次のアからキまでの一に掲げる施設である建築物（別表第4において「巡査派出所等」という。）

ア 電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する電気通信交換所又は電報業務取扱所でこれらの執務の用に供する

部分の床面積の合計が700平方メートル以内のもの

イ 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する開閉所又は変電所（電圧17万ボルト未満で、かつ、容量90万キロボルトアンペア未満のものに限る。）

ウ ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業又は同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備（液化ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。）

エ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する供給設備である建築物（液化石油ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。）

オ 水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供するポンプ施設（給水能力が毎分6立方メートル以下のものに限る。）

カ 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する合流式のポンプ施設（排水能力が毎秒2.5立方メートル以下のものに限る。）又は分流式のポンプ施設（排水能力が毎秒1立方メートル以下のものに限る。）

キ 都市高速鉄道のために供する停車場若しくは停留所（これらの執務のために供する部分の床

面積の合計が200平方メートル以内のものに限る。)、開閉所又は変電所(電圧12万ボルト未満で、かつ、容量4万キロボルトアンペア未満のものに限る。)

(6) 前各号の建築物に附属するもの(次のアからオまでに掲げるものを除く。)

ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積(当該築造面積が300平方メートル以下である場合には、その値を減じた値)を加えた値が3,000平方メートル(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。))の延べ面積の合計が3,000平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計)を超えるもの

イ 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が10,000平方メートルを超えるもの

(イ) 自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとにア

		<p>の規定により算定される自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの</p> <p>ウ 自動車車庫で3階以上の部分にあるもの</p> <p>エ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>オ この表の付表に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物</p>
	<p>住宅街区B地区 (公園の区域内を除く。)</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。次号において同じ。)</p> <p>(2) 住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のア又はイに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のアからオまでに掲げるものを除く。)</p>
	<p>住宅街区C地区</p>	<p>(1) 住宅（共同住宅を除く。)</p>

		<p>(2) 寄宿舍又は下宿</p> <p>(3) 1階部分を共同住宅の用に供するもの（その用途のための階段室、昇降路、エレベーターホール、受水槽その他これらに類するものの部分を除く。）</p> <p>(4) 公衆浴場</p>
	教育街区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 学校（高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）</p> <p>(2) 保育所</p> <p>(3) 巡査派出所</p> <p>(4) 公衆電話所</p> <p>(5) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（住宅街区A地区の項の第6号のアからオまでに掲げるものを除く。）</p>
西大寺東町一丁目地区整備計画区域	A地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 幼稚園又は保育所</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(4) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第1号、第2号及び第4号から第11号までに掲げる建築物</p>
	B地区	<p>(1) 寄宿舍又は下宿</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の</p>

	<p>合計が500平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) 事務所の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p> <p>(5) 工場</p> <p>(6) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(7) ホテル又は旅館</p> <p>(8) 自動車教習所</p> <p>(9) 畜舎</p>
押熊町地区整備計画区域	<p>(1) 長屋住宅又は重ね建て住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(3) 学校（幼稚園を除く。）、図書館その他これらに類するもの（近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所を除く。）</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（保育所を除く。）</p> <p>(6) 公衆浴場</p> <p>(7) 診療所（患者の収容施設のないものを除く。）</p>
北登美ヶ丘六丁目東地区整備計画区域	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、神社、寺院、教会その他これらに類</p>

		<p>するものの用途を兼ねる住宅（当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>(3) 次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅</p> <p>ア 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>イ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(4) 近隣に居住する者の利用に供する公民館又は集会所</p> <p>(5) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第2号、第4号、第5号、第8号及び第9号に掲げる建築物</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>イ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p>
<p>押熊町西地区地区整備計画区域</p>	<p>A地区</p>	<p>(1) 長屋住宅又は重ね建て住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(3) 学校（幼稚園を除く。）、図書館その他これらに類するもの（近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所を除く。）</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) 公衆浴場</p>

	B地区	<p>(1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>(2) ホテル又は旅館</p> <p>(3) 自動車教習所</p>
	<p>建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部について敷地の過半の属する地区についての建築物の用途の制限を適用する。</p>	
リンクス東紀寺地区整備計画区域	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(2) 近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所</p> <p>(3) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第1号、第2号、第4号、第5号、第8号、第9号及び第11号に掲げる建築物</p>	
登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域	A地区	<p>(1) 住宅又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（以下この項において「兼用住宅」という。）（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア 共同住宅</p> <p>イ 他の用途（次号から第10号までに掲げる用途を除く。）を併用するもので、3階以上の部分を住宅又は兼用住宅の用に供するもの</p> <p>(2) 寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p>

		<p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの</p> <p>(7) 工場（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車修理工場</p> <p>イ パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの</p> <p>(8) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(9) 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号）第2条第2号に規定するラブホテル</p> <p>(10) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備</p> <p>イ 建築物に附属するもの</p>
B地区		<p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の</p>

		<p>畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 工場（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車修理工場</p> <p>イ パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの</p> <p>(6) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(7) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）</p>
	C地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(2) 巡査派出所</p> <p>(3) 公衆電話所</p> <p>(4) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(5) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(6) 登美ヶ丘北地区整備計画区域住宅街区A地区の項の第1号、第4号及び第6号に掲げる建築物</p>
東登美ヶ丘六丁目地区整備計画区域		<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物。ただし、地区計画の決定の際現に存する建築物又はその敷地並びに建築中の建築物又はその敷地において増</p>

		<p>築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替がなされる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 住宅（長屋住宅、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。）</p> <p>(2) 近隣に居住する者の利用に供するために設けられる集会所</p> <p>(3) 巡査派出所</p> <p>(4) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(5) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のア及びウからオまでに掲げるものを除く。）</p>
<p>あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域</p>	<p>A地区</p>	<p>(1) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(2) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域A地区の項の第3号及び第5号から第10号までに掲げる建築物</p>
	<p>B地区</p>	<p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p>

	<p>(3) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域A地区の項の第3号及び第10号に掲げる建築物</p>
<p>C地区 D地区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからオまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅</p> <p>ア 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>イ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(4) 近隣に居住する者の利用に供するために設</p>

		<p>けられる公民館及び集会所</p> <p>(5) 巡査派出所</p> <p>(6) 公衆電話所</p> <p>(7) 公園又は緑地に設けられる公衆便所及び休憩所</p> <p>(8) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のAからオまでに掲げるものを除く。）</p>
	<p>地区計画の決定の際現に存する建築物又はその敷地が建築物の用途の制限に適合せず、又は適合しない部分を有する場合は、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、建築物の用途の制限は、適用しない。</p>	
<p>鶴舞西町地区地区整備計画区域</p>		<p>自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p>
<p>近鉄西大寺駅南地区地区整備計画区域</p>		<p>(1) ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場及びモーターボート競走法（昭和26年法律第242号）に規定する場外発売場</p> <p>(2) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(3) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域A地区の項の第3号、第4号及び第6号から第9号までに掲げる建築物</p>
<p>学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画区域</p>	<p>A地区</p>	<p>(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店又は展示場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の</p>

		<p>畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4) 公衆浴場</p> <p>(5) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域B地区の項の第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる建築物</p>
	B地区	<p>(1) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域B地区の項の第1号、第2号及び第7号に掲げる建築物</p>
学研奈良登美ヶ丘駅西部住宅地地区整備計画区域		<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、神社、寺院、教会その他これらに類するものの用途を兼ねる住宅（当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>(2) 次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅</p> <p>ア 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p>

		<p>イ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所</p> <p>(4) 公園に設けられる公衆便所及び休憩所</p> <p>(5) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第1号、第2号のア、イ、カ及びキ、第4号並びに第9号に掲げる建築物</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のア及びウからオまでに掲げるものを除く。）</p>
二名町地区整備計画区域	A地区	<p>(1) 公衆浴場</p> <p>(2) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>(4) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域B地区の項の第1号、第2号及び第7号に掲げる建築物</p>
	B地区	公衆浴場
	建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部について敷地の過半の属する地区についての建築物の用途の制限を適用する。	
押熊町北地区地区整備計画区域		<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、神社、寺院、教会その他これらに類</p>

	<p>するものの用途を兼ねる住宅（当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>(2) 近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所</p> <p>(3) 公園に設けられる公衆便所及び休憩所</p> <p>(4) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第1号、第2号のア、イ、カ及びキ、第4号並びに第9号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のウ及びエに掲げるものを除く。）</p>
西大寺栄町地区整備計画区域	<p>(1) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。）</p> <p>(2) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(3) 倉庫業を営む倉庫</p>
二名三丁目地区整備計画区域	<p>A地区</p> <p>B地区</p> <p>(1) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他</p>

		<p>これらに類する運動施設</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域B地区の項の第1号、第2号、第4号及び第7号に掲げる建築物</p>
秋篠町地区整備計画区域		<p>(1) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域B地区の項の第1号、第2号及び第7号に掲げる建築物</p>
赤膚町地区整備計画区域		公衆浴場
なら北法蓮町地区地区整備計画区域		<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、神社、寺院、教会その他これらに類するものの用途を兼ねる住宅（当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供する公民館又は集会所</p> <p>(4) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第2号、第4号、第5号、第8号及び第9号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>

北登美ヶ丘生活拠点地区 地区整備計画区域	A地区	<p>(1) 住宅又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属し、自己の使用のための貯蔵施設を除く。）</p> <p>(5) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域B地区の項の第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる建築物</p>
	B地区	<p>(1) 住宅又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(3) 公衆浴場</p> <p>(4) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属し、自己の使用のための貯蔵施設を除く。）</p> <p>(5) 登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域B地区の項の第1号及び第2号に掲げる建築物</p>
	建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部について敷地の過半の属する地区についての建築物の用途の制限を適用する。	
宝来町地区整備計画区域	<p>(1) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(2) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処</p>	

	<p>理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(3) ならやま研究パーク地区整備計画区域の項の第3号及び第6号から第9号までに掲げる建築物</p>
<p>東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物。ただし、地区計画の決定の際現に存する建築物若しくはその敷地又は建築中の建築物若しくはその敷地において増築、大規模な修繕又は大規模な模様替がなされる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからコまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を</p>

		<p>営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>ク 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>ケ 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>コ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供する公民館又は集会所</p> <p>(4) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第4号、第5号、第8号及び第9号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>
鶴舞東町地区地区整備計画区域	A地区	自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）
	B地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物。ただし、地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建

		<p>築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこの制限に適合せず、又はこの制限に適合しない部分を有する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからクまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これら</p>
--	--	--

	<p>に類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>ク 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 寄宿舍又は下宿</p> <p>(4) 幼稚園</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(7) 近隣に居住する者の利用に供するために設ける公民館及び集会所</p> <p>(8) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第4号、第5号及び第7号から第9号までに掲げる建築物</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のア及びウからオまでに掲げるものを除く。）</p>
左京五丁目地区整備計画区域	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 神社、寺院、教会その他これらに類するも</p>

		<p>の</p> <p>イ 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第2号に掲げる建築物</p> <p>(3) 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(4) 近隣に居住する者の利用に供するために設ける公民館及び集会所</p> <p>(5) 公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(6) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第4号、第5号及び第9号に掲げる建築物</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のア及びウからオまでに掲げるものを除く。）</p>
<p>大宮通り交流拠点地区地区整備計画区域</p>	<p>A地区</p>	<p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所</p> <p>(2) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの</p> <p>(3) 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例第2条第2号に規定するラブホテル</p> <p>(4) 工場（建築物の主要用途に附属するものを除く。）</p>
	<p>B地区</p>	<p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所</p>

		(2) 工場（建築物の主要用途に附属するものを除く。）
中登美ヶ丘五丁目西地区 整備計画区域	A地区	<p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) 自動車教習所</p> <p>(3) 畜舎（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの</p> <p>イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの</p> <p>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>(5) 公衆浴場</p> <p>(6) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）</p>
	B地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからカまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p>

		<p>ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>カ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所</p> <p>(4) 巡査派出所</p> <p>(5) 公衆電話所</p> <p>(6) 公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(7) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のア及びウからオまでに掲げるものを除く。）</p>
<p>建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部について敷地の過半の属する地区についての建築物の用途の制限を適用する。</p>		
<p>J R 平城山車両基地地区整備計画区域</p>	<p>車庫、車両検査修繕施設、倉庫、詰所、事務所その他の鉄道事業の用に供する建築物以外の建築物</p>	

別表第2の付表

危険物		数量
火薬類取締	火薬	20キログラム
法（昭和25年	爆薬	

法律第149号) に定める 火薬類(玩 (がん)具煙 火を除く。)	工業雷管、電気雷管及び信号雷管				
	銃用雷管			30,000個	
	実包及び空包			2,000個	
	信管及び火管				
	導爆線				
	導火線			1キロメートル	
	電気導火線				
	信号炎管、信号火箭(ぜん)及び煙火			25キログラム	
	その他の火薬又は爆薬を使用した火工品			当該火工品の原料を なす火薬又は爆薬の 数量に応じて、火薬又 は爆薬の数量のそれ ぞれの限度による。	
マッチ				15マッチトン	
圧縮ガス				350立方メートル	
液化ガス				3.5トン	
可燃性ガス				35立方メートル	
消防法(昭和 23年法律第 186号)第2 条第7項に 規定する危 険物	第一類		第一種酸化性固体	50キログラム	
			第二種酸化性固体	300キログラム	
			第三種酸化性固体	1,000キログラム	
	第二類	硫化りん			100キログラム
		赤りん			100キログラム
		硫黄			100キログラム
			第一種可燃性固体		100キログラム
		鉄粉			500キログラム
			第二種可燃性固体		500キログラム
		引火性固体			1,000キログラム
	第三類	カリウム			10キログラム
ナトリウム				10キログラム	

	アルキルアルミニウム		10キログラム
	アルキルリチウム		10キログラム
		第一種自然発火性物質及び禁水性物質	10キログラム
	黄りん		20キログラム
		第二種自然発火性物質及び禁水性物質	50キログラム
		第三種自然発火性物質及び禁水性物質	300キログラム
第四類	特殊引火物		50リットル
	第一石油類	非水溶性液体	1,000リットル
		水溶性液体	2,000リットル
	アルコール類		400リットル
	第二石油類	非水溶性液体	5,000リットル
		水溶性液体	10,000リットル
	第三石油類	非水溶性液体	10,000リットル
		水溶性液体	20,000リットル
第四石油類		30,000リットル	
動植物油類		10,000リットル	
第五類		第一種自己反応性物質	10キログラム
		第二種自己反応性物質	100キログラム
第六類			300キログラム

- この表において、圧縮ガス及び可燃性ガスの容積の数値は、温度が零度で、かつ、気圧が水銀柱で760ミリメートルの状態に換算した数値とする。
- 土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の限度及び可燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は、無制限とする。
- この表において、消防法第2条第7項に規定する危険物の区分は、危険物の規制に関する

政令（昭和34年政令第306号）別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状による区分とする。

- 4 この表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、この表に定める危険物の数量の限度は、それぞれ当該各項の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商を加えた数値が1である場合とする。ただし、この表に掲げる火薬類の貯蔵については、この限りでない。

別表第3 建築物の建ぺい率の最高限度（第3条の2関係）

ア		イ
地区整備計画区域・計画地区		割合
三碓五丁目地区整備計画区域	A地区	10分の5
	B地区（第一種低層住居専用地域を除く。）	10分の5
登美ヶ丘北地区整備計画区域	住宅街区A地区	10分の5
	住宅街区B地区	10分の5
	教育街区	10分の4
西大寺東町一丁目地区整備計画区域	B地区	10分の5
あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域	D地区	10分の4
鶴舞東町地区地区整備計画区域	B地区（第一種低層住居専用地域内を除く。）	10分の5。ただし、地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこの制限に適合せず、又はこの制限に適合しない部分を有する場合は、この限りでない。
左京五丁目地区整備計画区域		10分の5

別表第3の2 建築物の容積率の最高限度（第3条の3関係）

ア		イ
地区整備計画区域・計画地区		割合

三碓五丁目地区整備計画区域	B地区（第一種低層住居専用地域を除く。）	10分の8
百楽園五丁目地区整備計画区域	A地区	10分の12
登美ヶ丘北地区整備計画区域	住宅街区A地区	10分の24
	住宅街区B地区	10分の8
	教育街区	10分の10
登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域	A地区	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数値 (1) 敷地面積が500平方メートル以上の場合 10分の40 (2) 敷地面積が250平方メートル以上500平方メートル未満の場合 敷地面積の数値（単位は平方メートル）から250を減じた数値に500分の4を乗じ、当該乗じて得た数値に10分の20を加えた数値 (3) 敷地面積が250平方メートル未満の場合 10分の20
あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域	D地区	10分の6
学研奈良登美ヶ丘駅西地区整備計画区域	A地区（指定容積率が10分の30の区域に限る。）	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数値 (1) 敷地面積が1,000平方メートル以上の場合 10分の30 (2) 敷地面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 敷地面積の数値（単位は平方メートル）から500を減じた数値に500分の1を乗じ、当該乗じて得た数値に10分の20を加

		えた数値 (3) 敷地面積が500平方メートル未満の場合 10分の20
左京五丁目地区整備計画区域		10分の8

別表第4 建築物の敷地面積の最低限度（第4条関係）

ア		イ	ウ
地区整備計画区域・計画地区		面積	適用の除外
東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域		200平方メートル	—————
三碓五丁目地区整備計画区域	B地区	165平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家 (5) 別表第2東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第10号に掲げる建築物
富雄川西二丁目地区整備計画区域		165平方メートル	—————
百楽園五丁目地区整備計画区域	A地区	130平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家

	C地区	165平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (3) 路線バスの停留所の上家
登美ヶ丘北地区整備計画区域	住宅街区A地区	300平方メートル	巡査派出所等の敷地
	住宅街区B地区	165平方メートル	—————
	住宅街区C地区	300平方メートル	巡査派出所等の敷地
	教育街区	1,000平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 路線バスの停留所の上家
西大寺東町一丁目地区整備計画区域	A地区	135平方メートル	—————
	B地区	300平方メートル	—————
押熊町地区整備計画区域		200平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家
北登美ヶ丘六丁目東地区整備計画区域		200平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又

			<p>は休憩所</p> <p>(4) 路線バスの停留所の上家</p>
押熊町西地区地区整備計画区域		200平方メートル	<p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 公衆電話所</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(4) 路線バスの停留所の上家</p>
リンクス東紀寺地区整備計画区域		130平方メートル	<p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 公衆電話所</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(4) 路線バスの停留所の上家</p>
登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域	B地区	500平方メートル	(1) 巡査派出所
	C地区	1,000平方メートル	<p>(2) 公衆電話所</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(4) 路線バスの停留所の上家</p>
東登美ヶ丘六丁目地区整備計画区域		200平方メートル	<p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 近隣に居住する者</p>

		<p>の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(3) 路線バスの停留所の上家</p>
あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域	200平方メートル	<p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 公衆電話所</p> <p>(3) 公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(4) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(5) ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備</p> <p>(6) 農業利水又は治水の用に供する施設</p>
近鉄西大寺駅南地区地区整備計画区域	130平方メートル	<p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 公衆電話所</p> <p>(3) 公衆便所又は休憩所</p> <p>(4) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(5) 公共用歩廊その他</p>

		<p>これに類する建築物</p> <p>(6) 土地区画整理法 (昭和29年法律第119号)の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地(所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地又は一の敷地の一部として使用するものに限る。)に建築する建築物</p>
学研奈良登美ヶ丘駅西部住宅地地区整備計画区域	200平方メートル	<p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(3) 路線バスの停留所の上家</p>
二名町地区整備計画区域	200平方メートル	<p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 公衆電話所</p> <p>(3) 公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(4) 路線バスの停留所の上家</p>
押熊町北地区地区整備計画区域	200平方メートル	<p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(3) 路線バスの停留所の上家</p>
なら北法蓮町地区地区整備計画区域	200平方メートル	<p>(1) 巡査派出所</p>

			<ul style="list-style-type: none"> (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家
北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域	A地区 B地区	500平方メートル	<ul style="list-style-type: none"> (1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家
東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域		200平方メートル	<ul style="list-style-type: none"> (1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家
鶴舞東町地区地区整備計画区域		130平方メートル	<ul style="list-style-type: none"> (1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家

左京五丁目地区整備計画区域	165平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家
中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	165平方メートル(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合においては、その敷地面積が165平方メートル)	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家

別表第5 壁面の位置の制限 (第5条関係)

ア	イ	ウ
地区整備計画区域・計画地区	壁面の位置の制限	適用の除外
ならやま研究パーク地区整備計画区域	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から市道中部第1194号線、市道中部第1199号線、市道中部第1250号線及び市道中部第1254号線の道路境界線までの距離は3メートル以上とし、区画道路の道路境界線までの距離は1.5メートル以上とする。	—————
三碓五丁目地区整備計画区域	A地区 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から区画道	建築物に附属する電気室、自転車置場、物置そ

		路の道路境界線までの距離は2メートル以上とする。	その他これに類する建築物
	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1メートル以上とする。	(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
百楽園五丁目地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区計画区域境界線（計画図に示す部分に限る。）までの距離は0.5メートル以上とする。	—————
	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1メートル以上とする。	—————
登美ヶ丘北地区整備計画区域	住宅街区A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、次のとおりとする。 (1) 都市計画道路押熊真弓線及び幹線道路1	—————

		<p>号線に面する部分については、4メートル以上</p> <p>(2) 準幹線道路1号線に面する部分については、3メートル以上</p>	
	教育街区	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 幹線道路1号線に面する部分については、10メートル以上</p> <p>(2) 準幹線道路2号線及び歩道2号に面する部分については、3メートル以上</p>	<p>巡査派出所及び路線バスの停留所の上家</p>
西大寺東町一丁目地区整備計画区域	A地区	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。</p>	<p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>
	B地区	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。</p>	<p>建築物に附属する電気室、自転車置場、物置そ</p>

		界線までの距離は、1メートル以上とする。	その他これに類する建築物（道路境界線以外の敷地境界線において、1メートルに満たない距離にある場合に限る。）
リンクス東紀寺地区整備計画区域		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
登美ヶ丘駅周辺地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	鉄道高架の工作物内に設ける事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設
	C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、2メートル以上とする。	—————
あやめ池遊園地跡地地区整備計画区域	A地区 B地区	(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、次のとおりとする。（次号に該当する建築物に係るものを除	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所

		<p>く。)</p> <p>ア 市道中部第1581号線及び市道中部第1588号線の道路境界線から5メートル以上</p> <p>イ ア以外の道路境界線から3メートル以上</p> <p>ウ 市道中部第1581号線に接する建築物の敷地については、隣地境界線から5メートル以上</p> <p>(2) 建築物に附属し守衛所等施設の管理・保安の用に供する建築物で、次に該当するものに係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は2メートル以上とする。</p> <p>ア 階数が1で、高さが6メートル以下</p> <p>イ 延べ面積が20平方メートル以下</p>	<p>の上家</p> <p>(5) ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備</p> <p>(6) 農業利水又は治水の用に供する施設</p>
	D地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境	(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さ

		<p>界線までの距離は、1メートル以上とする。</p>	<p>の合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>
鶴舞西町地区地区整備計画区域	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（地盤面下に設けるものは除く。以下この項において同じ。）の面から道路境界線又は敷地境界線までの距離は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 都市計画道路奥柳登美ヶ丘線の道路境界線から3.0メートル以上</p> <p>(2) 新田川に接する敷地境界線から15.0メートル以上</p>	<p>地区計画の決定の際に現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物（イ欄に定める制限に適合せず、又は同欄の制限に適合しない部分を有するものに限る。）で大規模の修繕若しくは大規模の模様替を行うもの</p>	
近鉄西大寺駅南地区地区整備計画区域	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から都市計画道路西大寺阪奈線（（仮称）近鉄西大寺駅南駅前広場を含む。）以外の道路境界線までの距離は0.5メートル以上とする。</p>	<p>—————</p>	

学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画区域	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（歩行者専用道路を含む。）までの距離は、1メートル以上とする。	—————	
二名町地区整備計画区域	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。	—————	
北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、次のとおりとする。 (1) 都市計画道路押熊真弓線及び市道中部1302号線の道路境界線から2メートル以上 (2) 前号以外の道路境界線から3メートル以上	—————
鶴舞東町地区地区整備計画区域	建築物の外壁又はこれに代わる柱（地盤面下に設けるものは除く。以下この項において同じ。）の面から次の各号に掲げる部分の道路境界線、隣地境界線、地区計画区域境界線又は緑地境界線までの距離は、次のとおりと	(1) 地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物（イ欄に定める制限に適合せず、又は同欄の制限に適合しない部分を有するものに限る。）	

	<p>する。</p> <p>(1) 都市計画道路奥柳登美ヶ丘線の道路境界線から3メートル以上。ただし、計画図に示すa部分については、6メートル以上</p> <p>(2) 前号以外の道路境界線（区画道路4の道路境界線を除く。）から1メートル以上</p> <p>(3) 計画図に示すb部分については、次のとおりとする。</p> <p>ア 建築物の各部分の高さが10メートル以下の部分については、地区計画区域境界線から5メートル以上</p> <p>イ 建築物の各部分の高さが10メートルを超える部分については、地区計画区域境界線から15メートル以上</p> <p>(4) 計画図に示すc部分については、地区計画区域境界線から15メ</p>	<p>いて行う大規模の修繕又は大規模の模様替</p> <p>(3) イ欄第2号、第6号及び第7号に規定する距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>
--	--	---

	<p>メートル以上</p> <p>(5) 計画図に示す d 部分については、地区計画区域境界線から 5メートル以上</p> <p>(6) 計画図に示す e 部分については、緑地境界線から 1メートル以上</p> <p>(7) 隣地境界線（第 3号から前号までに規定する地区計画区域境界線及び緑地境界線を除く。）から 0.5メートル以上（第一種低層住居専用地域内を除く。）</p>	
左京五丁目地区整備計画区域	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	<p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が 5平方メートル以内であるもの</p>
中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	A 地区	<p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3メートル以</p>

		メートル以上とする。	下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
--	--	------------	---

備考 この表において「計画図」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第14条第1項に規定する計画図をいう。

別表第6 建築物の高さの最高限度（第5条の2関係）

ア		イ
地区整備計画区域・計画地区		高さ
三碓五丁目地区整備計画区域	B地区	(1) 10メートル (2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの。ただし、北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合には、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。また、建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合には、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合には、当該隣地の平均地表面をいう。）より

		1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
百楽園五丁目地区整備計画区域	A地区	10メートル、かつ、地階を除く階数は2以下。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。
西大寺東町一丁目地区整備計画区域	A地区	10メートル
リンクス東紀寺地区整備計画区域		(1) 10メートル。ただし、軒の高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第7号に定める高さによる。以下同じ。）が10メートル以下で、軒の高さを超える屋根のすべての部分の勾配が10分の2から10分の7（片流れ屋根の場合は10分の5）までである建築物は13メートル (2) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。
東登美ヶ丘六丁目地区整備計画区域		軒の高さは、地盤面から7メートルかつ地階を除く階数は2以下。ただし、地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築中の建築物で、軒の高さが地盤面から7メートルを超えるものの増

		<p>築、改築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替を行う場合の軒の高さは、当該現に存する建築物又は建築中の建築物の軒の高さ</p>
<p>あやめ池遊園地跡地 地区整備計画区域</p>	D地区	<p>(1) 10メートル。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>(2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの。ただし、北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。また、建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。</p>
<p>鶴舞西町地区地区整備計画区域</p>		<p>(1) 17メートル。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、それぞれアからエ</p>

		<p>までに定める高さ</p> <p>ア 法第59条の2に規定する許可を受けた建築物（エに該当するものを除く。） 20メートル</p> <p>イ 法第86条第1項から第4項までに規定する認定又は許可を受けた建築物（エに該当するものを除く。） 20メートル</p> <p>ウ 軒の高さが17メートル以下であり、軒の高さを超える屋根のすべての部分が次に掲げる要件を満たす勾配屋根建築物（エに該当するものを除く。） 20メートル</p> <p>（ア） 10分の3から10分の7までの傾きのある勾配屋根であること。</p> <p>（イ） 屋根の形態は、切妻屋根、寄棟屋根、入母屋屋根又はこれらのもので構成されているものであること。</p> <p>（ウ） 屋根面は、平面で構成されているものであること。</p> <p>エ 新田川に接する敷地境界線から30メートル以内に存する建築物 15メートル</p> <p>(2) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、6メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。</p>
<p>学研奈良登美ヶ丘駅西地区 地区整備計画区域</p>	<p>A地区</p>	<p>20メートル。ただし、25メートル高度地区内にある敷地面積が1,000平方メートル以上の建築物を除く。</p>

二名三丁目地区整備計画区域	B地区	10メートル
なら北法蓮町地区地区整備計画区域		<p>(1) 軒の高さは、地盤面から7メートルかつ地階を除く階数は2以下。</p> <p>(2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの。ただし、北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合には、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。また、建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。</p>
宝来町地区整備計画区域		10メートル。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。
東登美ヶ丘五丁目地区整備計画区域		軒の高さは、地盤面から7メートルかつ地階を除

		<p>く階数は2以下。ただし、地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築中の建築物で、軒の高さが地盤面から7メートルを超えるものの増築、改築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替を行う場合の軒の高さは、当該現に存する建築物又は建築中の建築物の軒の高さ</p>
<p>鶴舞東町地区地区整備計画 区域</p>	<p>A地区</p>	<p>(1) 17メートル。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、それぞれアからウまでに定める高さ</p> <p>ア 法第59条の2に規定する許可を受けた建築物 20メートル</p> <p>イ 法第86条第1項から第4項までに規定する認定又は許可を受けた建築物 20メートル</p> <p>ウ 軒の高さが17メートル以下であり、軒の高さを超える屋根のすべての部分が次に掲げる要件を満たす勾配屋根建築物 20メートル</p> <p>(ア) 10分の3から10分の7までの傾きのある勾配屋根であること。</p> <p>(イ) 屋根の形態は、切妻屋根、寄棟屋根、入母屋屋根又はこれらのもので構成されているものであること。</p> <p>(ウ) 屋根面は、平面で構成されているものであること。</p> <p>(2) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、6メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。</p>

	B地区	<p>10メートル。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。また、地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこの制限に適合せず、又はこの制限に適合しない部分を有する場合は、この限りでない。</p>
左京五丁目地区整備計画区域		<p>(1) 10メートル。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>(2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの。ただし、北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。また、建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物が</p>

ない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。)より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。